

平成16年度

包括外部監査結果報告書

生活保護に関する事務の執行等について

岡山市包括外部監査人

小林 裕彦

目 次

第1章 外部監査の概要	1
1 監査の実施期間	1
2 監査人	1
3 外部監査の種類	1
4 監査対象の選定	1
5 監査対象期間	3
6 監査対象部署	3
7 外部監査の方法	5
8 利害関係	5
第2章 生活保護に関する事務の執行について	6
第1 生活保護制度の概要	6
1 生活保護制度の目的	6
2 生活保護の基本原則	6
3 生活保護の原則	8
4 生活保護基準	8
5 被保護者の権利及び義務	12
6 法定受託事務	13
第2 岡山市における生活保護の現状	14
1 歳出に占める生活保護費の位置付けとその内訳	14
2 福祉事務所	20
3 生活保護費の増加	24
4 岡山市及び各福祉事務所ごとの被保護世帯数、保護率等の推移	28
5 現業員（ケースワーカー）	36
第3 生活保護費の返還と徴収	42
1 法第63条の返還、法第78条の徴収及び法第77条第1項の徴収等	42
2 返還金、徴収金等の金額、件数の推移	44
第4 監査の方法及び結果	54
1 監査の視点	54
2 監査の方法	55
3 収入調査の意義	56
4 被保護者が不動産を保有するケース	76
5 扶養義務者の扶養が問題となるケース	92
6 指導指示等	100
7 訪問調査	109
第5 法第63条による返還金及び法第78条による徴収金等の処理と国庫負担金の問題	124
1 返還金、徴収金の調定額と不納欠損処理	124
2 国庫負担金の計算方法	124
3 過去の不納欠損処理について	127
4 今後の不納欠損処理について	131
5 国庫負担金の問題点	143
第6 法外援護について	145
1 法外援護の内容	145
2 他市の法外援護の状況	148
3 法外援護の見直し	158

4	最低生活費の計算方法と生活保護基準の問題点	158
第7	生活保護制度の問題点と改善策	162
1	問題点	162
2	改善策	163
第3章	貸付金等について	172
第1	概要	172
第2	母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金	173
1	制度の概要	173
2	特別会計	179
3	母子寡婦福祉資金貸付金の貸付状況	179
4	母子寡婦福祉資金貸付金の償還金の償還状況	180
5	財源	184
6	債権管理	187
7	国への償還金	188
8	監査の概要と結果	190
第3	小口資金貸付金	196
1	制度の概要	196
2	貸付、償還及び免除状況	197
3	原資	200
4	累積未償還の金額と督促状況	202
5	免除	204
6	債権管理	206
7	監査の概要と結果	206
第4	高齢者住宅整備資金貸付金	209
1	制度の概要	209
2	貸付状況	213
3	債権管理状況	214
4	監査の概要と結果	215
第5	障害者住宅整備資金貸付金	218
1	制度の概要	218
2	貸付状況	220
3	債権管理状況	221
4	監査の概要と結果	221
第6	岡山市心身障害者保険扶養制度	224
1	制度の概要	224
2	基金の設置、管理及び運用	226
3	制度の破綻の原因	229
4	今後の方策	244
5	監査の概要と結果	245
第4章	総括	246
1	貸付金	246
2	岡山市心身障害者保険扶養制度	247
3	生活保護に関する事務	248
4	最後に	249

包括外部監査結果報告書

第1章 外部監査の概要

1 監査の実施期間

平成16年4月14日から平成17年3月18日まで

2 監査人

岡山市包括外部監査人	小林裕彦（弁護士）
同補助者	藤井誠人（弁護士）
同補助者	井上信二（公認会計士）
同補助者	山形昌弘（公認会計士）

3 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく監査

4 監査対象の選定

- (1) 平成16年度の岡山市包括外部監査の監査対象には、第1に、生活保護に関する事務を、第2に、保健福祉局福祉部及び子育て勤労部所管の貸付金等の事務をそれぞれ選定した。
- (2) まず、生活保護に関する事務に関しては、包括外部監査人自身が従前から弁護士業務を行う中で問題意識があったものである。すなわち、自己破産の案件等で生活保護受給者から相談を受けたときに、なぜこの人は十分働けるのに生活保護を受給できているのかとか、なぜこの人は子や兄弟等の扶養義務者からの扶養の可能性が十分あるのに生活保護を受給できているのかとか、消費者金融からの借入れを繰り返しているながら生活保護を受給していることは何か根本的におかしいのではないかなどの違和感があったものである。

奇しくも、平成16年4月には、平成14年度の全国における生活保護の不正受給額が過去最高の約53億6,000万円（件数は8,204件）にも達しており、件数は5年前

の約2.2倍になっており、同期間で1.4倍の増加となった生活保護世帯数を上回るペースで増えている旨の新聞報道がなされたところである。

また、厚生労働省の社会保障審議会福祉部会は、生活保護費の増加を背景に、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」を設置して、平成15年8月から保護基準の見直しや自立支援の在り方など生活保護制度の抜本改正に向けた検討を行ってきたものである。

このため、包括外部監査人としては、岡山市の生活保護に関する事務の執行状況に対する監査を通じて、①生活保護費の不正不当受給の実態（金額と件数）と原因の解明、②不正不当受給の原因とそれを早期に発見するための手段の解明、③不正不当受給に対する返還及び徴収等の対処方法とその実効性の検討、④不正不当受給を今後減少させるための方策の検討をそれぞれ行いたいと考えたものである。

加えて、⑤不正不当受給の問題以外にも、不動産所有ケースや扶養義務者の扶養が問題となるケース等において、生活保護の支給決定手続等に問題はないか、⑥生活保護の実施機関である福祉事務所の組織、体制に問題はないか、⑦生活保護費は国から一定の国庫負担金が支出されることになっているところ、この国庫負担金の支出手続に問題点はないか、さらには、⑧生活保護受給者には生活保護費の受給以外にも様々な経済上の利益が与えられているが、その利益を意味する法外援護に問題点はないか等にも踏み込んで監査を実施したいと考えたものである。

- (3) 次に、保健福祉局福祉部及び子育て勤労部の貸付金等の事務を監査の対象に選定したのは次の理由である。

これらの貸付金についても、包括外部監査人自身が従前から弁護士業務を行う中で問題意識があったものである。すなわち、自己破産の相談等において、行政の貸付金は踏み倒しやすいものと債務者が考えていることが極めて多く、特に、福祉関係の貸付金については、お金を借りたというよりももらったという意識さえうかがえるような悪質な債務者も現に存在するものである。このため、福祉という美名の下に、非効率で不合理な予算の支出が行われていないかという危惧が従前からあったものである。仮に、福祉行政において、いわゆるばらまき行政が

行われていると、それは福祉行政に対する国民の不信感につながり、ひいては、福祉予算の大幅な削減、さらには本当に社会的に困窮している者に福祉の救いの手がさし伸べられないという事態をもたらしかねないことになってしまう。

本年度、サブテーマとして保健福祉局福祉部及び子育て勤労部所管の貸付金等の事務を包括外部監査の対象に選定したのは、少子高齢化の社会経済情勢の中、限られた予算の中で効率的かつ豊かで人間味のある福祉行政の実現を可能とするため、福祉行政において非効率かつ不合理なものがあれば、その一端をあぶり出したいと考えたためである。

また、保健福祉局福祉部及び子育て勤労部所管の貸付金等の事務の執行の監査の過程で、岡山市心身障害者保険扶養制度にも様々な問題点があることが判明したので、当初から予定していた貸付金とともに、岡山市心身障害者保険扶養制度に対しても重点的な監査を行ったものである。

なお、監査を実施した当初は、保健福祉局福祉部及び子育て勤労部所管の補助金、委託料も監査の対象とする計画であったが、生活保護の事務の監査に予想外の時間と労力を要した上、前述のとおり、岡山市心身障害者保険扶養制度に様々な問題点があり、この点の監査にも時間と労力を要したため、補助金、委託料までは監査の手が回らなかったものである。

5 監査対象期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの平成15年度について（ただし、必要に応じてさらに過去の会計年度分に及ぶ。）

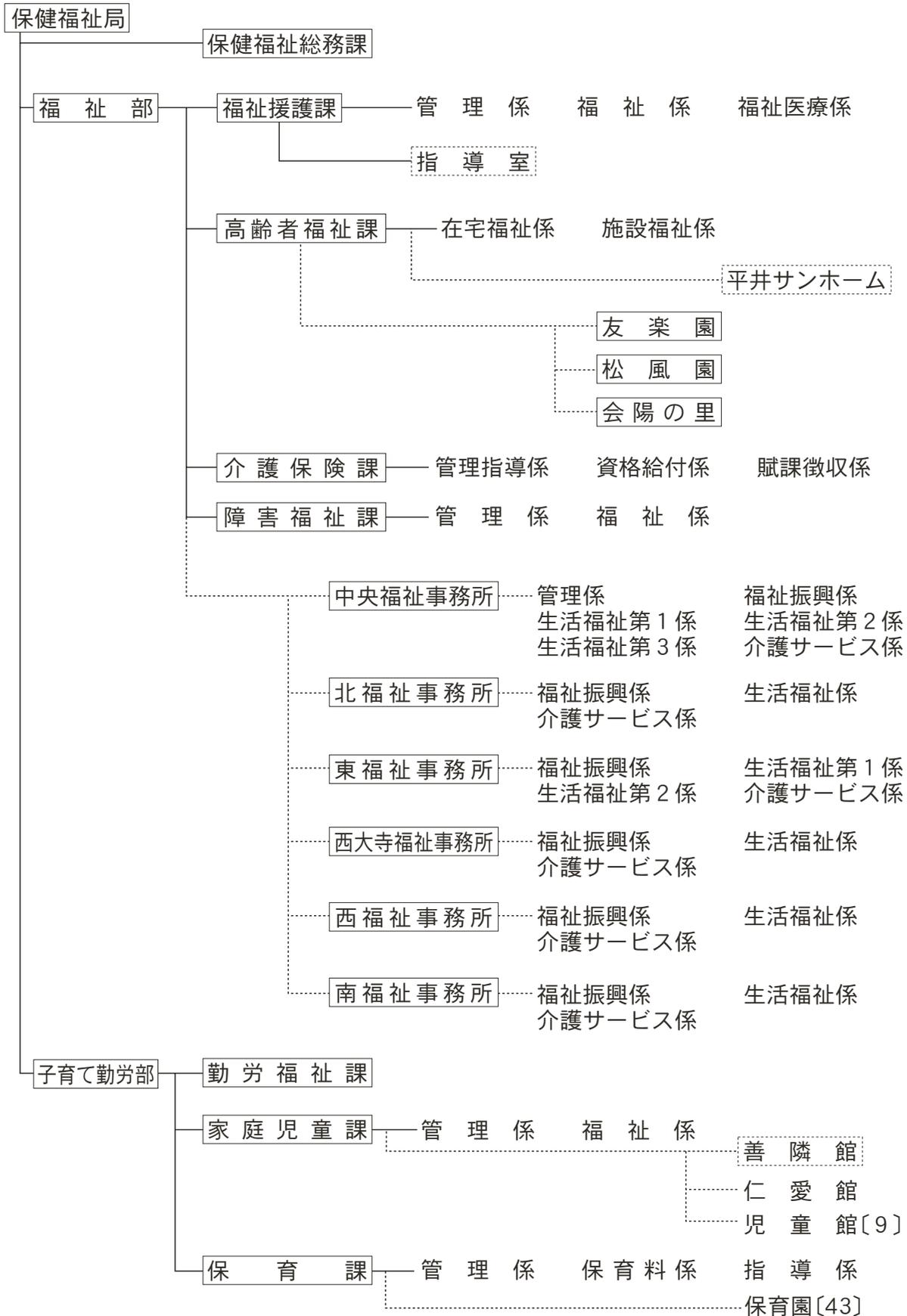
6 監査対象部署

保健福祉局福祉部（福祉事務所を含む。）並びに子育て勤労部及びこれらに関する財政的援助団体等

なお、平成15年4月1日現在の保健福祉局福祉部及び子育て勤労部の組織図は、図表1のとおりである。

図表1 【福祉部・子育て勤労部の組織図】

(平成15年4月1日現在)



7 外部監査の方法

(1) 生活保護関係

生活保護に関する事務の執行が合規的かつ適正に実施されているかどうかにつき、福祉部中央福祉事務所の担当者から生活保護制度全般にわたる事情聴取を行うとともに、岡山市内6か所のすべての福祉事務所(中央、北、東、西大寺、西、南の各福祉事務所)に行き、所長、査察指導員及び現業員(ケースワーカー)等から生活保護の開始、支給、停止又は廃止の各段階における様々な問題点、不正不当受給の現状と返還及び徴収手続とその状況、ケースワーカーの被保護世帯への訪問調査状況、被保護世帯の収入調査の方法、就労指導の方法等につき事情を聴取した上で、不正不当受給に関係するケース記録等を精査、分析して、さらに、関連資料の提出を求めるなどして監査を行ったものである。

(2) 貸付金、岡山市心身障害者保険扶養制度

保健福祉局福祉部及び子育て勤労部所管の貸付金等の事務の執行が合規的かつ適正であるかどうかにつき、各課の担当者から事情聴取を行うとともに、関連資料を精査、分析するなどして、監査の対象を絞り込み、最終的には貸付金、岡山市心身障害者保険扶養制度に監査の対象を決定して監査を行ったものである。

8 利害関係

包括外部監査人は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 生活保護に関する事務の執行について

第1 生活保護制度の概要

1 生活保護制度の目的

(1) 目的

生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものである（生活保護法第1条。なお、以下では生活保護法を「法」と略すこととする。）。すなわち、生活保護制度は、単に生活に困窮している国民に対して、最低限度の生活を保障するだけでなく、さらに積極的にそれらの人々の自立の助長を図ることも目的としているものである。

(2) 自立の助長の重要性

生活保護制度は、昭和25年5月に旧生活保護法が改正されて、現行制度が発足したものであり、現在までに50年余を経たものである。

この間、生活保護制度は、福祉施策の要として、社会のセーフティネットとして機能してきたものであるが、後述するとおり、長期にわたる景気の低迷等の影響により、被保護世帯数、保護率は年々増加している。

加えて、生活保護費の不正不当受給も増加の傾向をたどっているところである。

このため、生活保護制度の目的の二本柱の一つである「自立の助長」の実現のための方策が従前にも増して重要になるものである。

2 生活保護の基本原則

(1) 国家責任による最低生活保障の原理

まず、生活保護の基本原則の第1は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するということである（法第1条）。

(2) 無差別平等の原理

また、国は、人種、信条、性別、社会的身分、門地等はもとより、生活困窮に陥った原因により差別を受けることなく、専ら生活に困窮しているかどうかという経済的状态だけに着目して保護を行うこととされている（法第2条）。

(3) 健康で文化的な最低生活保障の原理

さらに、生活保護法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないとされている（法第3条）。

(4) 補足性の原理

一方、生活保護法は補足性の原理を定めている。すなわち、生活保護は生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先して行われなければならないとされている（法第4条第1項、第2項）。

これは、国民の側において保護を受けるために守るべき最小限の要件を規定したものである。

保護に要する経費は、国民の税金で賄われていることなどから、保護を受けるためには、各自がその持てる能力に応じて最善の努力をすることが先決であり、そのような努力をしてもなお最低限度の生活が営めない場合に、初めて保護が行われるということである。

この補足性の原理が、生活保護の受給決定、保護費の支給の運用面で適正に実行されているかが問題となるが、この点は後述する。

(5) 生活保護の基本原則

以上の「国家責任による最低生活保障の原理」、「無差別平等の原理」、「健康で文化的な最低生活保障の原理」、「補足性の原理」の4つの原理が生活保護の基本原則とされているものである（法第5条）。

そして、このうち、「国家責任による最低生活保障の原理」、「無差別平等の原理」、「健康で文化的な最低生活保障の原理」は国が守るべき事柄を定めたもので、「補足性の原理」は保護を受ける国民の側に要請されているものである。

3 生活保護の原則

生活保護法には、前述の基本原理のほかに、生活保護を具体的に実施する場合の原則が次のとおり規定されている。

(1) 申請保護の原則

生活保護は、原則として、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始されることとされている（法第7条）。

(2) 基準及び程度の原則

生活保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとし、この基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないとされている（法第8条）。

(3) 必要即応の原則

生活保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行うものとされている（法第9条）。

(4) 世帯単位の原則

生活保護は、原則として世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされている（法第10条）。

4 生活保護基準

(1) 生活保護基準の体系

生活保護基準は、その性格によって、①生活扶助、②住宅扶助、③教育扶助、④介護扶助、⑤医療扶助、⑥出産扶助、⑦生業扶助、⑧葬祭扶助の8種類の扶助に分類されている。

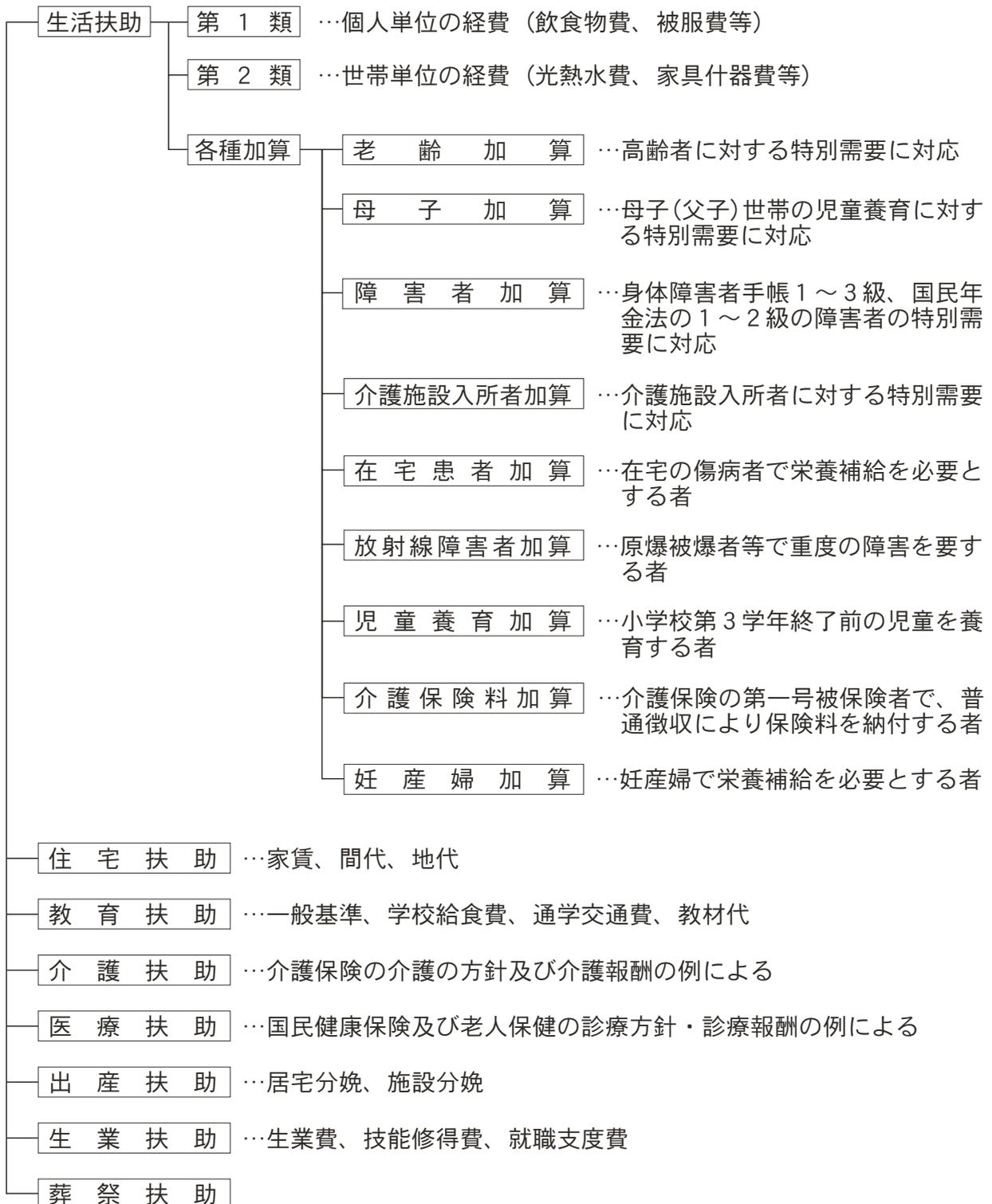
生活扶助は、8種類の扶助の中で最も基本的な扶助であり、飲食物費、被服費、光熱水費、家具什器等の日常生活の需要を満たすものとして給付されるものである。

生活扶助は、飲食物費、被服費のような個人単位の費用である経費（第1類）

と光熱水費、家具什器等のような世帯共通的な経費（第2類）及び各種加算により構成されている。

これらをまとめると、図表2のとおりである。

図表2 【生活保護基準体系図】



(2) 生活保護基準額

平成16年度の生活保護の内訳基準額は、図表3のとおりである。

図表3【平成16年度生活保護基準表】

〔生活扶助〕

第1類 (円)		第2類 (円)					
年齢区分	基準額	人員	1人	2人	3人	4人	5人以上 1人につき
0	14,300	基準額	41,480	45,910	50,890	55,370	440
1～2	20,810	冬季加算	2,950	3,820	4,560	5,170	200
3～5	25,740	(注) 冬季加算は11月から3月までの5か月間で同額である。					
6～8	30,590	(円)					
9～11	34,810	入院患者日用品費		23,150以内			
12～14	42,030	人工栄養費		11,930			
15～17	45,180	介護施設入所者基本生活費		9,890以内			
18～19	40,120						
20～40	38,170						
41～59	36,460						
60～69	34,480						
70以上	31,120						

加算関係

(円)

介護施設入所者加算		9,890以内				
介護保険料加算		保険料実費				
母子	在宅	23,260	児童が2人の場合に加える額		1,840	
	入院 入所		19,380	児童が3人以上1人増すごとに		940
児童養育		第1・2子		義務教育就学前の児童(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)→H16.8.1～ 小学校第3学年終了前の児童(9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	児童が2人の場合に加える額	
	第3子以降	児童が3人以上1人増すごとに			770	
老 齡	在宅	71歳以上	9,670	69歳以上	7,250	
	入院・入所		8,040	71歳未満	6,030	
	経過的(在宅)	3,760 (入院・入所は0円)				
障 害 者	障害者等級1、2級		在宅		26,850	
			入所・入院		22,340	
	障害者等級3級		在宅		17,890	
			入所・入院		14,890	
	重度障害者		14,480 (H16.7.1～ 14,430)			
家族介護料		12,140 (H16.7.1～ 12,090)				
他人介護料		69,970以内 (104,970)				
在宅患者		13,290				
放射線障害者		42,760又は21,380				
妊 産 婦	妊婦	妊娠6か月未満	妊娠6か月以上		産婦	8,490
		9,140	13,810			

〔期末一時扶助〕

(円)

級	地	居 宅	救護施設等
1	- 1	14,180	5,070
	- 2	13,540	
2	- 1	12,900	4,610
	- 2	12,270	
3	- 1	11,630	4,160
	- 2	10,990	

(注) 岡山市は1級地-2
であり、この金額は年
額である。

(円)

住宅扶助限度額	1人	37,000	住 宅 維持費	年額 117,000以内
	2人～6人	48,000		
	7人以上	58,000		
教 育 扶 助	小学校		中学校	
	2,150+610=2,760		4,180+740=4,920	
入 学 準 備 金	39,500		46,100	
学童服 (4年進級時の小学生)			12,600以内	
出 産 扶 助	施設分べん		居宅分べん	
	155,000以内		204,000以内	
葬 祭 扶 助	級 地	大 人	小 人	
	1・2	193,000以内	154,400以内	
	3	168,900以内	135,100以内	
生 業 扶 助	生業費	技能修得費	就職支度費	
	45,000以内	65,000以内 109,000以内 特あり	29,000以内	
被 服 費	布団 (1組)	再生12,900以内	新規18,800以内	
	長期入院・入所後の平常着		12,600以内	
	出産のための寝具、産着等		45,800以内	
	入院時の寝巻 (衣服)		3,900以内	
	おむつ		23,500以内	
家具什器費	25,000以内		40,000以内	

(3) 標準世帯の生活扶助基準額

平成16年度の標準世帯 (男33歳、女29歳、子4歳、児童養育加算含まず。)の生活扶助基準額 (1か月) は、図表4-1のとおりであり、合計15万4,870円である。

図表4-1 【平成16年度標準世帯生活扶助基準額 (1か月分)】

(円)

世帯人員3人	男33歳	女29歳	子4歳	合 計
第 1 類	38,170	38,170	25,740	102,080
第 2 類	50,890			50,890
冬季加算分	1,900			1,900
合 計				154,870

(4) 標準世帯の生活扶助基準額の推移

また、標準世帯の生活扶助基準額の推移は、図表4-2のとおりであり、これによると、標準世帯の生活扶助基準額は、平成7年度から平成12年度までの間是对前年度比で増加していたが、平成13年度と平成14年度は、対前年度比で増減なし、平成15年度と平成16年度は、対前年度比で減少していることが分かる。

図表4-2 【標準世帯の生活扶助基準額の推移】

区 分	基 準 額(円)	対前年比(%)
平成6年度	148,710	
平成7年度	150,197	101.0
平成8年度	151,248	100.7
平成9年度	154,575	102.2
平成10年度	155,967	100.9
平成11年度	156,435	100.3
平成12年度	156,590	100.1
平成13年度	156,590	100.0
平成14年度	156,590	100.0
平成15年度	155,190	99.1
平成16年度	154,870	99.8

5 被保護者の権利及び義務

(1) 被保護者の権利

ア 不利益変更の禁止

被保護者は、正当な理由がなければ既に決定された保護を保護の実施機関の裁量によって不利益に変更されることはない（法第56条）。

イ 公課禁止

被保護者は、保護金品を標準として租税その他の公課を課せられることはない（法第57条）。

ウ 差押禁止

被保護者は、既に給付を受けた保護金品又はこれを受ける権利を差し押さえられることはない（法第58条）。

(2) 被保護者の義務

ア 譲渡禁止

被保護者は、保護を受ける権利を譲り渡すことはできない（法第59条）。

イ 生活上の義務

被保護者は、常に能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他の生活の維持、向上に努めなければならない（法第60条）。

ウ 届出の義務

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に移動があったときは、速やかに保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届けなければならない（法第61条）。

エ 指導指示に従う義務

保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ、被保護者は、保護の実施機関からこれらの指導又は指示を受けたときは、これに従う義務がある（法第62条）。

オ 費用返還義務

急迫した場合において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者は、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

6 法定受託事務

生活保護に関する事務は、第一号法定受託事務とされている（地方自治法第2条第9項第1号及び第10項）。

この第一号法定受託事務とは、「法律又は政令により都道府県、市町村等が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国において適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又は政令に特に定めるもの」である（地方自治法第2条第9項第1号）。

第2 岡山市における生活保護の現状

1 歳出に占める生活保護費の位置付けとその内訳

(1) 民生費

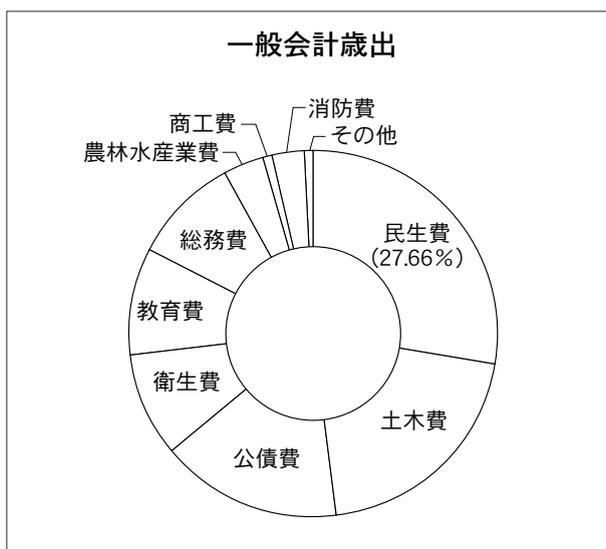
岡山市の財政においては、生活保護費は歳出の中の民生費の中の生活保護費に位置付けられるものである。

岡山市の平成15年度の一般会計歳出は、図表5のとおりとなっている。

これによると、民生費の金額とその一般会計歳出に占める割合は、それぞれ596億8,944万5千円、27.66パーセントと最も多くなっている。

図表5 【平成15年度一般会計歳出】

区 分	金額(千円)	構成比(%)
民 生 費	59,689,445	27.66%
土 木 費	43,920,580	20.35%
公 債 費	34,382,039	15.93%
衛 生 費	19,824,056	9.19%
教 育 費	20,389,252	9.45%
総 務 費	20,387,727	9.45%
農林水産業費	7,683,408	3.56%
商 工 費	1,742,946	0.81%
消 防 費	6,097,813	2.83%
そ の 他	1,679,415	0.78%
合 計	215,796,681	100.00%



(2) 生活保護費

次に、平成15年度における民生費の内訳は、図表6のとおりとなっている。

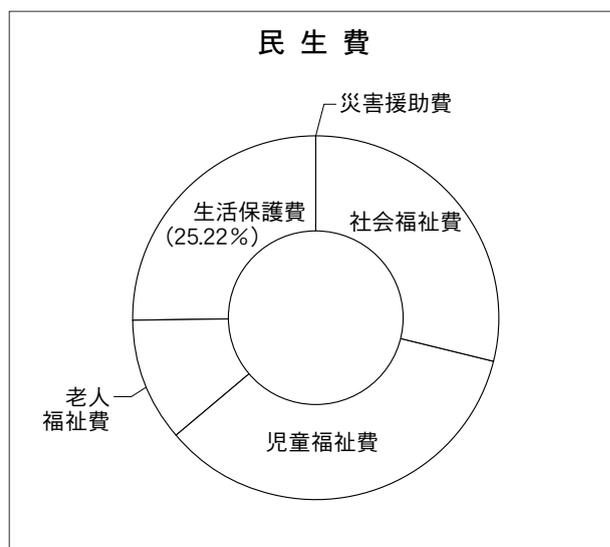
これによると、生活保護費の金額とその民生費に占める割合は、それぞれ150億5,643万5千円、25.22パーセントとなっている。

生活保護費の歳出に占める位置付けを概括すると、岡山市の一般会計の歳出の4分の1強が民生費で、さらにそのうちの約4分の1が生活保護費であるといえることができるものである。

図表6 【平成15年度民生費内訳】

区 分	金額(千円)	構成比(%)
社会福祉費	17,218,037	28.85%
児童福祉費	20,872,921	34.97%
老人福祉費	6,542,052	10.96%
生活保護費	15,056,435	25.22%
災害援助費		0.00%
合 計	59,689,445	100.00%

(注) 災害援助費決算額は833円



(3) 生活保護費の内訳

平成15年度の生活保護費の内訳は、次のとおりとなっている。

ア 生活保護総務費	681,768千円
イ 扶助費	14,374,667千円
計	15,056,435千円

このうち、生活保護総務費とは生活保護の実施のための人件費等の管理経費であり、生活保護業務義務的経費（一般財源）と生活保護適正化推進事業経費（補助金）に分けられる。

扶助費とは、生活保護受給者に対して支払われる生活扶助、医療扶助等のいわゆる保護費である。

なお、「扶助費」とは、本来、予算上は、人件費、公債費と並んで義務的経費の中に位置付けられるところの、地方公共団体が生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の経費をいうものとされており、上記生活保護費の中の扶助費は本来の「扶助費」とは概念が異なるものである。

もともと、以下では、便宜上、生活保護費の中の扶助費を単に生活保護費として説明することにする。

(4) 生活保護費の推移

平成6年度から平成15年度までの間の生活保護費の扶助内訳の推移は、図表7-1、図表7-2のとおりである。

これによると、①生活保護費の合計は平成6年度から平成15年度の間、一貫して増加していること、②生活保護費の上位は、医療扶助費、生活扶助費、住宅扶助費の順であり、これら3つの扶助費の合計は平成15年度では全体の約96.3パーセントを占めていること、③これら3つの扶助額はいずれも平成6年度から平成15年度の間、一貫して増加していること、④生活保護費全体に占める割合としては、医療扶助費、生活扶助費が生活保護費全体のそれぞれ約50パーセント、約36パーセントで推移していること、⑤住宅扶助費は一貫して増加しており、かつ、住宅扶助費の生活保護費全体に占める割合も増加しており、平成6年度の9.4パーセントから平成15年度の11.3パーセントになっていること、⑥平成13年度以降、葬祭扶助費は減少していること、⑦平成14年度と平成15年度を比較すると、生業扶助費と出産扶助費が急増していること等が分かる。

図表7-1 【生活保護費扶助内訳推移】

区 分	平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
生活扶助費	3,546,163,884	37.2	3,604,552,865	34.6	3,748,195,263	35.4	4,019,046,795	35.7
教育扶助費	95,821,989	1.0	91,531,690	0.9	88,603,963	0.8	88,007,299	0.8
住宅扶助費	894,174,030	9.4	935,294,641	9.0	1,009,780,011	9.5	1,076,201,070	9.6
医療扶助費	4,766,674,897	50.0	5,543,340,387	53.2	5,488,420,719	51.9	5,814,819,416	51.7
介護扶助費								
出産扶助費	191,690	0.0	0	0.0	0	0.0	140,000	0.0
生業扶助費	1,377,172	0.0	900,428	0.0	594,813	0.0	785,531	0.0
葬祭扶助費	13,702,860	0.1	12,762,093	0.1	16,758,777	0.2	13,770,051	0.1
保護施設事務費	222,630,478	2.3	231,716,165	2.2	228,774,856	2.2	229,835,618	2.0
合 計	9,540,737,000	100.0	10,420,098,269	100.0	10,581,128,402	100.0	11,242,605,780	100.0

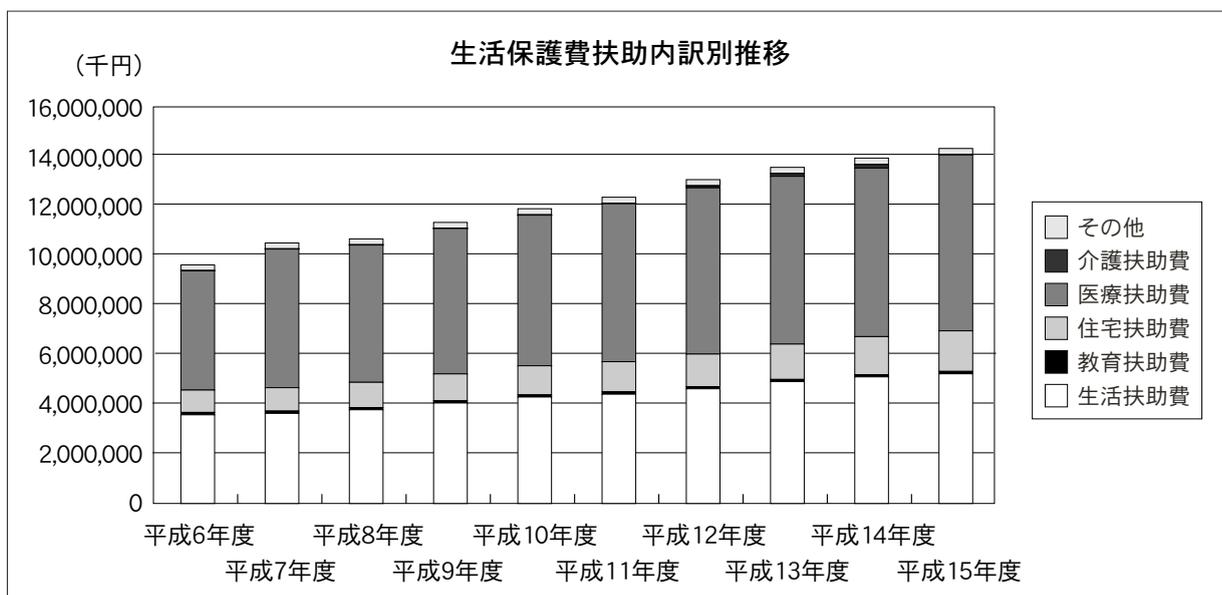
(円、%)

区 分	平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度	
	金 額	構成比						
生活扶助費	4,258,291,952	36.1	4,371,751,885	34.8	4,587,123,579	35.4	4,873,332,574	36.2
教育扶助費	86,274,000	0.7	94,801,084	0.8	85,849,852	0.7	87,641,002	0.7
住宅扶助費	1,163,005,034	9.9	1,231,223,521	9.8	1,303,842,484	10.1	1,414,503,631	10.5
医療扶助費	6,022,862,567	51.1	6,598,525,145	52.5	6,647,111,006	51.3	6,710,049,311	49.9
介護扶助費					64,782,183	0.5	99,177,218	0.7
出産扶助費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	287,530	0.0
生業扶助費	671,076	0.0	375,755	0.0	1,015,462	0.0	707,553	0.0
葬祭扶助費	18,668,453	0.2	19,816,875	0.2	22,427,074	0.2	18,722,241	0.1
保護施設事務費	239,516,084	2.0	240,768,872	1.9	240,492,244	1.9	239,899,372	1.8
合 計	11,789,289,166	100.0	12,557,263,137	100.0	12,952,643,884	100.0	13,444,320,432	100.0

(円、%)

区 分	平成14年度		平成15年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
生活扶助費	5,064,236,368	36.7	5,187,613,932	36.1
教育扶助費	89,473,260	0.6	94,290,095	0.7
住宅扶助費	1,520,730,281	11.0	1,623,224,722	11.3
医療扶助費	6,741,533,494	48.8	7,036,178,035	48.9
介護扶助費	130,771,016	0.9	175,679,374	1.2
出産扶助費	401,566	0.0	750,878	0.0
生業扶助費	721,778	0.0	1,841,315	0.0
葬祭扶助費	17,157,240	0.1	12,720,209	0.1
保護施設事務費	250,390,636	1.8	242,368,634	1.7
合 計	13,815,415,639	100.0	14,374,667,194	100.0

図表 7 - 2 【生活保護費扶助内識別推移(グラフ)】



(5) 被保護人員の推移

また、平成6年度から平成15年度までの間の福祉事務所ごとの扶助内訳別被保護人員の推移（月平均）は、図表7-3のとおりである。

これによると、被保護人員については、生活扶助、住宅扶助が医療扶助よりも多いこと、被保護人員は平成6年度から平成15年度の間、増加傾向にあること等が分かる。

図表7-3 【福祉事務所ごとの生活扶助内訳別被保護人員の推移】

■岡山市

(人)

区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
平成6年度	5,961	5,246	764		4,494	0.1	2.3	3.4
平成7年度	5,930	5,253	717		4,585	0.0	2.1	3.6
平成8年度	5,989	5,352	738		4,602	0.0	1.7	3.7
平成9年度	6,140	5,517	743		4,720	0.1	2.1	3.8
平成10年度	6,340	5,702	767		4,902	0.0	1.4	4.2
平成11年度	6,562	5,934	758		5,109	0.0	0.8	3.6
平成12年度	6,772	6,128	779	386	5,247	0.0	3.0	4.0
平成13年度	7,134	6,500	805	475	5,538	0.2	1.8	4.4
平成14年度	7,391	6,792	841	585	5,749	0.2	1.5	5.3
平成15年度	7,667	7,085	868	708	5,964	0.2	3.1	4.0

■中央福祉事務所

(人)

区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
平成6年度	2,985	2,661	396		2,234	0.0	0.9	1.8
平成7年度	2,955	2,636	364		2,268	0.0	0.8	1.4
平成8年度	3,003	2,692	377		2,306	0.0	0.8	1.7
平成9年度	3,097	2,796	379		2,357	0.1	0.5	2.0
平成10年度	3,314	3,043	360		2,616	0.0	1.2	1.9
平成11年度	2,298	2,143	170		1,912	0.0	0.0	2.0
平成12年度	2,415	2,244	177	151	1,989	0.0	0.8	2.3
平成13年度	2,581	2,421	187	184	2,111	0.0	0.6	1.6
平成14年度	2,699	2,552	201	226	2,204	0.1	0.5	2.8
平成15年度	2,790	2,655	210	266	2,278	0.0	0.3	1.7

■北福祉事務所

(人)

区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
平成6年度	821	711	87		714	0.0	0.3	0.2
平成7年度	818	722	88		735	0.0	0.2	0.6
平成8年度	801	710	82		719	0.0	0.2	0.3
平成9年度	791	715	85		726	0.0	0.0	0.4
平成10年度	333	282	45		315	0.0	0.0	0.2
平成11年度	368	305	50		346	0.0	0.3	0.3
平成12年度	403	336	58	29	368	0.0	0.2	0.2
平成13年度	421	355	56	33	369	0.0	0.0	0.3
平成14年度	433	366	53	34	379	0.0	0.2	0.0
平成15年度	459	384	56	30	388	0.0	0.0	0.3

■東福祉事務所

(人)

区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
平成6年度	1,630	1,495	214		1,169	0.0	0.8	1.0
平成7年度	1,624	1,498	195		1,209	0.0	1.1	1.3
平成8年度	1,649	1,546	204		1,210	0.0	0.4	1.3
平成9年度	1,721	1,605	209		1,271	0.0	1.4	1.3
平成10年度	1,815	1,683	230		1,339	0.0	1.2	1.6
平成11年度	1,949	1,808	237		1,434	0.0	0.3	0.5
平成12年度	2,033	1,875	255	105	1,494	0.0	1.8	0.7
平成13年度	2,143	1,980	271	142	1,596	0.1	0.8	1.8
平成14年度	2,245	2,094	292	181	1,692	0.0	0.6	1.3
平成15年度	2,317	2,156	294	224	1,743	0.2	2.6	1.3

■西大寺福祉事務所

(人)

区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
平成6年度	525	379	67		378	0.1	0.2	0.4
平成7年度	534	397	70		373	0.0	0.1	0.3
平成8年度	537	403	75		368	0.0	0.3	0.3
平成9年度	531	401	70		366	0.0	0.2	0.1
平成10年度	498	377	68		358	0.0	0.0	0.3
平成11年度	392	293	51		293	0.0	0.0	0.0
平成12年度	296	224	31	27	230	0.0	0.0	0.0
平成13年度	258	194	25	33	203	0.1	0.0	0.3
平成14年度	258	202	35	36	188	0.0	0.0	0.2
平成15年度	289	239	41	41	214	0.0	0.0	0.0

■西福祉事務所

(人)

区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
平成6年度								
平成7年度								
平成8年度								
平成9年度								
平成10年度	380	316	64		274	0.0	0.1	0.3
平成11年度	373	312	62		280	0.0	0.0	0.2
平成12年度	364	298	58	25	265	0.0	0.2	0.0
平成13年度	398	325	62	21	292	0.0	0.1	0.3
平成14年度	416	346	61	26	290	0.0	0.1	0.4
平成15年度	432	375	61	40	309	0.0	0.1	0.3

■南福祉事務所

(人)

区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
平成6年度								
平成7年度								
平成8年度								
平成9年度								
平成10年度								
平成11年度	1,181	1,074	189		845	0.0	0.1	0.7
平成12年度	1,260	1,152	201	50	899	0.0	0.1	0.6
平成13年度	1,335	1,226	203	63	967	0.0	0.3	0.3
平成14年度	1,342	1,232	200	82	997	0.1	0.2	0.6
平成15年度	1,379	1,276	206	107	1,031	0.0	0.2	0.5

2 福祉事務所

(1) 福祉事務所の権限

生活保護の開始、変更、法第63条による返還の決定等の生活保護に関する様々な権限については、岡山市長が岡山市の6か所の福祉事務所長に権限を委任している（岡山市福祉事務所長委任規則第2条、第7条）。

福祉事務所は、生活保護を担当する第一線の行政機関として、その管内に居住地又は現在地を有する要保護者に対する生活保護に係る事務等を行っている。

(2) 福祉事務所の所管区域

岡山市の福祉事務所は、次のとおり6か所設置されている（岡山市福祉事務所設置条例第2条）。

ア 岡山市中央福祉事務所

岡山市鹿田町一丁目1番1号（岡山市保健福祉会館内）

所管区域 岡山中央、岡北、石井、桑田、岡輝（各中学校通学区域）

イ 岡山市北福祉事務所

岡山市谷万成二丁目6番33号（北ふれあいセンター内）

所管区域 京山、中山、香和、高松、足守（各中学校通学区域）

ウ 岡山市東福祉事務所

岡山市国富一丁目1番30号（岡山朝日高校北）

所管区域 操山、東山、操南、富山、高島、竜操（各中学校通学区域）

エ 岡山市西大寺福祉事務所

岡山市西大寺中二丁目16番33号（西大寺ふれあいセンター内）

所管区域 西大寺、山南、上南、旭東、上道（各中学校通学区域）

オ 岡山市西福祉事務所

岡山市妹尾880番地の1（西ふれあいセンター内）

所管区域 御南、吉備、福田、妹尾、興除、藤田（各中学校通学区域）

カ 岡山市南福祉事務所

岡山市福田690番地の1（南ふれあいセンター内）

所管区域 芳田、芳泉、福浜、福南、光南台（各中学校通学区域）

なお、各福祉事務所の所管区域を図で表すと、図表8のとおりである。

図表 8 【福祉事務所所管区域】



(3) 福祉事務所の構成

福祉事務所には、社会福祉法により、所長のほか、査察指導員、現業員、事務職員を置くこととされている（社会福祉法第15条第1項）。

このうち、生活保護の事務は、社会福祉主事の資格を有する現業員（ケースワーカー）が担当しているものである。

(4) 福祉事務所の事務分掌

各福祉事務所の平成15年度の組織事務分掌（岡山市福祉事務所処務規則第4条、第5条）は、図表9のとおりである。

図表9 【各福祉事務所の事務分掌】



西大寺福祉事務所

福祉振興係

- 1 所内の庶務
- 2 所轄区域内の地区民生委員・児童委員
- 3 所轄区域内の保護金品の支払及び費用徴収並びに経理
- 4 所轄区域内の医療券の発行、交付、審査等
- 5 所轄区域内の身体障害者福祉
- 6 所轄区域内の知的障害者福祉
- 7 所轄区域内の児童福祉
- 8 所轄区域内の母子福祉
- 9 所轄区域内のその他援護
- 10 所轄区域内の福祉統計
- 11 福祉相談室
- 12 所内事務の連絡調整及び所内他係の主管に属しないこと

生活福祉係

- 1 所轄区域内の生活保護
- 2 所轄区域内の老人福祉
- 3 所轄区域内の行旅病人及び行旅死亡人
- 4 所轄区域内の浮浪者の移送

介護サービス係

- 1 所轄区域内の介護認定審査会合議体の運営
- 2 所轄区域内の介護認定
- 3 所轄区域内の介護保険相談
- 4 所轄区域内の居宅サービス計画
- 5 所轄区域内の指定サービス事業者及び関係団体等との連絡調整

西福祉事務所

福祉振興係

- 1 所内の庶務
- 2 所轄区域内の地区民生委員・児童委員
- 3 所轄区域内の保護金品の支払及び費用徴収並びに経理
- 4 所轄区域内の医療券の発行、交付、審査等
- 5 所轄区域内の身体障害者福祉
- 6 所轄区域内の知的障害者福祉
- 7 所轄区域内の児童福祉
- 8 所轄区域内の母子福祉
- 9 所轄区域内のその他援護
- 10 所轄区域内の福祉統計
- 11 福祉相談室
- 12 所内事務の連絡調整及び所内他係の主管に属しないこと

生活福祉係

- 1 所轄区域内の生活保護
- 2 所轄区域内の老人福祉
- 3 所轄区域内の行旅病人及び行旅死亡人
- 4 所轄区域内の浮浪者の移送

介護サービス係

- 1 所轄区域内の介護認定審査会合議体の運営
- 2 所轄区域内の介護認定
- 3 所轄区域内の介護保険相談
- 4 所轄区域内の居宅サービス計画
- 5 所轄区域内の指定サービス事業者及び関係団体等との連絡調整

南福祉事務所

福祉振興係

- 1 所内の庶務
- 2 所轄区域内の地区民生委員・児童委員
- 3 所轄区域内の保護金品の支払及び費用徴収並びに経理
- 4 所轄区域内の医療券の発行、交付、審査等
- 5 所轄区域内の身体障害者福祉
- 6 所轄区域内の知的障害者福祉
- 7 所轄区域内の児童福祉
- 8 所轄区域内の母子福祉
- 9 所轄区域内のその他援護
- 10 所轄区域内の福祉統計
- 11 福祉相談室
- 12 所内事務の連絡調整及び所内他係の主管に属しないこと

生活福祉係

- 1 所轄区域内の生活保護
- 2 所轄区域内の老人福祉
- 3 所轄区域内の行旅病人及び行旅死亡人
- 4 所轄区域内の浮浪者の移送

介護サービス係

- 1 所轄区域内の介護認定審査会合議体の運営
- 2 所轄区域内の介護認定
- 3 所轄区域内の介護保険相談
- 4 所轄区域内の居宅サービス計画
- 5 所轄区域内の指定サービス事業者及び関係団体等との連絡調整

(5) 福祉事務所の沿革

福祉事務所の沿革は、次のとおりである。

ア 昭和56年12月

岡山市中央福祉事務所、岡山市北福祉事務所、岡山市東福祉事務所、岡山市西大寺福祉事務所の4福祉事務所が新設された。

イ 平成10年4月

岡山市中央福祉事務所から岡山市西福祉事務所が分離新設された。

岡山市北福祉事務所の所管区域であった石井、三門、大野の各小学校通学区域が岡山市中央福祉事務所の所管区域となった。

ウ 平成11年4月

岡山市中央福祉事務所から岡山市南福祉事務所が分離新設された。

(6) 福祉事務所の所管区域の人口等

平成15年度の岡山市全体及び各福祉事務所の所管区域ごとの面積、世帯数、人口、ケースワーカー数は、図表10のとおりである。

図表10【平成15年度岡山市世帯数、人口等概況】

区 分	面積 (km ²)	世帯数(世帯)	人口(人)	ケースワーカー数(人)
岡 山 市 合 計	513.29	251,411	632,723	65
中央福祉事務所	51.93	56,603	116,915	26
北福祉事務所	176.88	34,274	90,712	5
東福祉事務所	51.34	55,558	139,144	17
西大寺福祉事務所	118.50	29,517	83,812	3
西福祉事務所	69.92	37,583	104,191	4
南福祉事務所	44.72	37,876	97,949	10

3 生活保護費の増加

(1) 「岡山市の財政状況」第5版の指摘

ところで、「岡山市の財政状況」第5版（平成15年6月発行）23頁によると、「生活保護費が増加しています」との項目が設けられて、次の指摘がなされている。

家族4人世帯（夫婦・小学生1人・保育園児1人）の生活保護の1か月の標準的な支給額は、生活扶助192,660円、住宅扶助48,000円、教育扶助6,616円など合わせて247,276円、このほか減免等に係るものとして、国民健康保険料と医療費で33,369円、上下水道料金1,313円、保育料21,128円など合わせて57,155円、合計304,431円となります。この他に、一時的なものとして介護、出産、生業、葬祭などの扶助があり、それ以外にも、岡山市では生活保護世帯に対して、法外援護、就学援助や様々な公共料金の減免制度があります。生活保護世帯に対する平成13年度の支給額、減免額等の実績を合計すると約137億円となっています。

(2) 「岡山市の財政状況」第6版の指摘

また、「岡山市の財政状況」第6版（平成16年6月発行）21頁においても、「民生費、扶助費は増加が続いています」との項目が設けられ、次の指摘がなされている。

民生費は、平成5年度の390億円から平成11年度の655億円まで増加し続け、平成12年度の介護保険制度導入によりいったんは縮小したものの、その後再び増加し、平成14年度では573億円となっています。扶助費も、平成5年度の226億円から平成14年度の326億円まで増加しています。また、歳出総額に占める民生費の割合も、平成5年度の19.4%から平成14年度の26.1%にまで上昇しています。民生費と扶助費は、ほぼ同様な推移となっています。これは、民生費に占める扶助費の割合が高いこと、生活保護費等の扶助費は、景気が低迷すると増加する傾向があること、児童手当や乳幼児医療費等が制度の拡充や変更等により増加していることなどによるものです。

(3) 義務的経費

以上からすると、岡山市が生活保護費の増加に着目又は注意していることは明白である。

財政上、生活保護費等のいわゆる扶助費は人件費、公債費とともに義務的経費に含めて考えられており、この義務的経費の割合が高まることにより、行政

が政策目的により裁量で支出できる金額が減少し、財政が硬直化されているとされている。

これらの点でも、生活保護費が適正に支出されているか等につき、監査を行う必要が生じるものである。

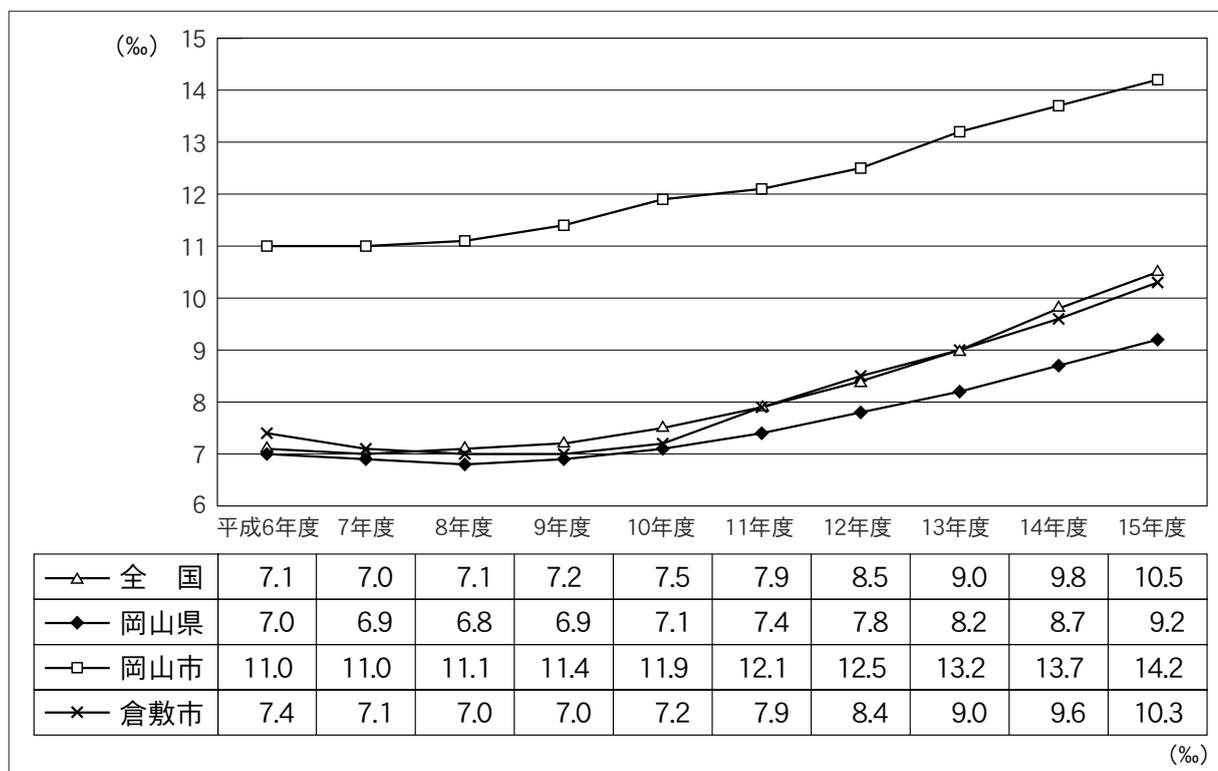
(4) 生活保護費の推移

平成6年度から平成15年度までの生活保護費の推移は、前述の図表7-1、図表7-2のとおりとなっており、前述の「岡山市の財政状況」が指摘するとおり、生活保護費は明らかに、かつ、確実に年々増加の一途をたどっている。

(5) 保護率の推移

また、平成6年度から平成15年度までの全国平均、岡山県、岡山市、倉敷市の各保護率（年度平均）の推移は、図表11のとおりとなっており、岡山市の保護率は、全国平均、岡山県、倉敷市の各保護率を大幅に上回っているが、公営住宅、民間賃貸住宅等低家賃住宅が多いこと、病院、施設などが集中していることなど、都市部特有の事情も保護率が高い要因と考えられる。

図表11 【保護率（年度平均）の推移の比較】



ちなみに、平成15年度の岡山市の保護率14.2%（%はパーミルの略で、1,000分の1を表示するものである。）は、全国平均の保護率10.5%の1.35倍になっている。

なお、平成10年度は、岡山市の保護率は全国平均の保護率の1.59倍であり、全国平均との差は、それをピークに次第に縮小傾向にある。

(6) 被保護人員、保護率の比較

平成15年度の被保護人員、保護率（平成15年4月報告例数値）を他の中核市と比較すると、図表12のとおりである。

図表12【平成15年度の中核市の生活保護等の状況】

都市名	基礎人口 (人)	被保護 世帯数 (世帯)	被保護 人員 (人)	保護率 (%)	都市名	基礎人口 (人)	被保護 世帯数 (世帯)	被保護 人員 (人)	保護率 (%)
岡山市	632,723	5,547	8,773	13.9	福山市	405,371	2,685	4,101	10.1
宇都宮市	446,881	2,559	3,746	8.4	高知市	332,850	6,239	8,683	26.1
新潟市	527,115	3,776	5,543	10.5	宮崎市	307,742	3,026	4,189	13.6
富山市	324,639	782	911	2.8	いわき市	357,087	2,335	3,468	9.7
金沢市	455,766	1,920	2,379	5.2	長野市	363,908	882	1,139	3.1
岐阜市	410,823	2,163	2,777	6.8	豊橋市	372,901	934	1,222	3.3
静岡市	703,255	2,930	4,121	5.9	高松市	332,969	3,070	4,961	14.9
浜松市	591,088	2,097	2,874	4.9	旭川市	362,484	6,319	9,776	27.0
堺市	799,492	10,313	16,137	20.2	松山市	476,268	5,316	7,245	15.2
姫路市	480,404	2,654	3,764	7.8	横須賀市	429,135	2,201	3,064	7.1
熊本市	668,446	6,656	9,257	13.9	奈良市	366,492	3,242	5,178	14.1
鹿児島市	550,141	6,381	9,187	16.7	倉敷市	439,633	2,861	4,367	9.9
秋田市	318,658	3,032	4,330	13.6	川越市	330,993	1,513	2,326	7.0
郡山市	336,338	1,287	1,834	5.5	船橋市	563,173	2,885	4,434	7.9
和歌山市	382,123	3,889	5,091	13.3	相模原市	616,355	3,080	4,770	7.7
長崎市	417,287	4,696	7,087	17.0	岡崎市	348,990	630	826	2.4
大分市	442,531	3,802	5,641	12.8	高槻市	355,782	1,995	3,148	8.9
豊田市	356,049	677	1,015	2.9					

(注) 被保護世帯数、被保護人員、保護率は、平成15年4月報告例数値である。

これによると、全国35の中核市のうち、岡山市よりも保護率が高いのは、旭川市（27.0%）、高知市（26.1%）、堺市（20.2%）、長崎市（17.0%）、鹿児島市（16.7%）、松山市（15.2%）、高松市（14.9%）、奈良市（14.1%）、熊本市（13.9%）の9市だけである。

4 岡山市及び各福祉事務所ごとの被保護世帯数、保護率等の推移

(1) 被保護世帯数、保護率等の推移

平成6年度から平成15年度までの岡山市及び各福祉事務所ごとの管内人口、被保護世帯数、被保護人員数、保護率（年度平均）は、図表13のとおりである。

図表13【被保護世帯数、被保護人員及び保護率】

■岡山市

区 分	管 内 人 口 (人)	被保護 世帯数 (世帯)	被保護 人 員 (人)	保護 率 (%)
平成6年度	604,213	4,287	6,679	11.0
平成7年度	607,143	4,338	6,710	11.0
平成8年度	610,523	4,389	6,757	11.1
平成9年度	614,751	4,563	6,996	11.4
平成10年度	618,370	4,757	7,382	11.9
平成11年度	622,863	4,927	7,542	12.1
平成12年度	624,402	5,101	7,790	12.5
平成13年度	627,010	5,308	8,268	13.2
平成14年度	629,266	5,482	8,597	13.7
平成15年度	632,723	5,668	9,001	14.2

■中央福祉事務所

区 分	管 内 人 口 (人)	被保護 世帯数 (世帯)	被保護 人 員 (人)	保護 率 (%)
平成6年度	284,254	2,129	3,330	11.7
平成7年度	285,149	2,149	3,322	11.7
平成8年度	286,658	2,193	3,361	11.7
平成9年度	287,988	2,311	3,513	12.2
平成10年度	213,492	2,598	3,872	18.1
平成11年度	117,639	1,974	2,793	23.7
平成12年度	117,199	2,057	2,920	24.9
平成13年度	116,900	2,148	3,093	26.5
平成14年度	116,782	2,222	3,241	27.8
平成15年度	116,915	2,292	3,333	28.5

■北福祉事務所

区 分	管 内 人 口 (人)	被保護 世帯数 (世帯)	被保護 人 員 (人)	保護 率 (%)
平成6年度	112,206	698	974	8.7
平成7年度	111,708	711	990	8.9
平成8年度	111,803	698	962	8.6
平成9年度	112,538	699	958	8.5
平成10年度	89,276	303	434	4.9
平成11年度	90,348	328	474	5.3
平成12年度	90,409	350	514	5.7
平成13年度	90,486	352	520	5.7
平成14年度	90,748	362	540	6.0
平成15年度	90,712	368	565	6.2

■東福祉事務所

区 分	管 内 人 口 (人)	被保護 世帯数 (世帯)	被保護 人 員 (人)	保護 率 (%)
平成6年度	129,322	1,110	1,805	14.0
平成7年度	130,856	1,129	1,816	13.9
平成8年度	131,805	1,148	1,843	14.0
平成9年度	133,006	1,202	1,937	14.6
平成10年度	134,165	1,269	2,078	15.4
平成11年度	135,416	1,336	2,123	15.7
平成12年度	136,236	1,405	2,198	16.1
平成13年度	137,270	1,479	2,384	17.4
平成14年度	137,707	1,549	2,511	18.2
平成15年度	139,144	1,597	2,697	19.4

■西大寺福祉事務所

区 分	管 内 人 口 (人)	被保護 世帯数 (世帯)	被保護 人 員 (人)	保護 率 (%)
平成6年度	78,431	350	570	7.3
平成7年度	79,430	349	582	7.3
平成8年度	80,257	350	591	7.4
平成9年度	81,219	351	588	7.3
平成10年度	82,195	335	556	6.8
平成11年度	82,623	286	436	5.3
平成12年度	83,162	230	327	3.9
平成13年度	83,486	197	281	3.4
平成14年度	83,724	183	276	3.3
平成15年度	83,812	192	306	3.7

■西福祉事務所

区 分	管 内 人 口 (人)	被保護 世帯数 (世帯)	被保護 人 員 (人)	保護 率 (%)
平成6年度				
平成7年度				
平成8年度				
平成9年度				
平成10年度	99,242	252	442	4.5
平成11年度	100,089	245	432	4.3
平成12年度	100,801	238	415	4.1
平成13年度	101,653	257	460	4.5
平成14年度	102,928	274	494	4.8
平成15年度	104,191	291	524	5.0

■南福祉事務所

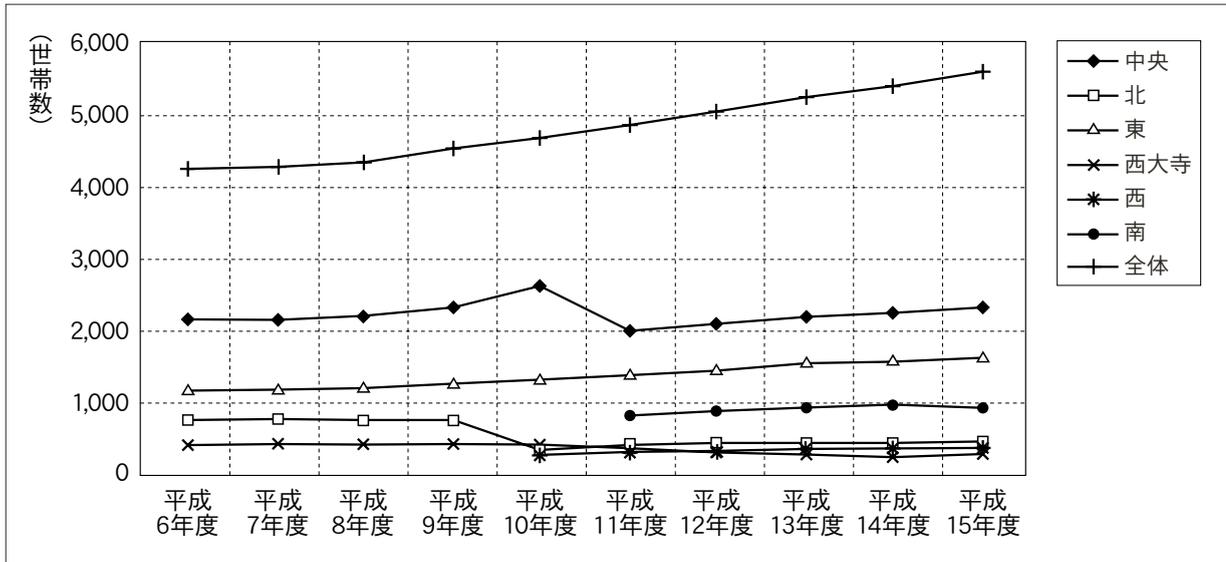
区 分	管 内 人 口 (人)	被保護 世帯数 (世帯)	被保護 人 員 (人)	保護 率 (%)
平成6年度				
平成7年度				
平成8年度				
平成9年度				
平成10年度				
平成11年度	96,748	759	1,284	13.3
平成12年度	96,595	821	1,416	14.7
平成13年度	97,215	875	1,530	15.7
平成14年度	97,377	893	1,534	15.8
平成15年度	97,949	929	1,576	16.1

(注) 数値はいずれも年度平均の数値である。

(2) 被保護世帯数、保護率の推移のグラフ化

そして、平成6年度から平成15年度までの各福祉事務所ごとの被保護世帯数、保護率の推移をグラフにすると、図表14-1、図表14-2のとおりである。

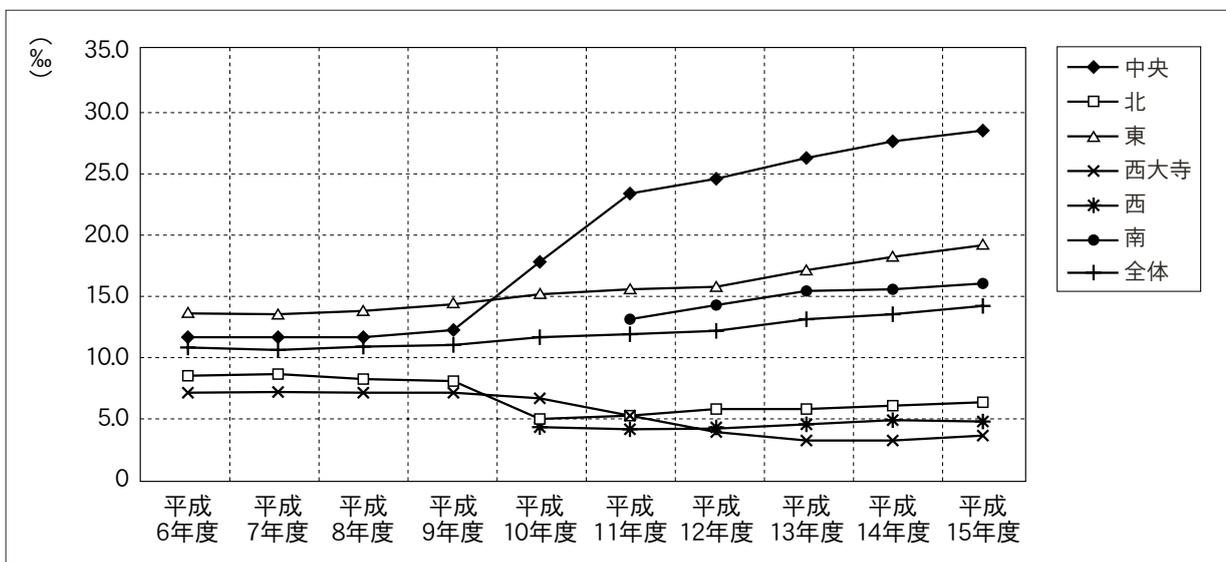
図表14-1 【福祉事務所別被保護世帯数の推移】



図表14-2 【福祉事務所別保護率の推移】

(%)

区分	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
中央	11.7	11.7	11.7	12.2	18.1	23.7	24.9	26.5	27.8	28.5
北	8.7	8.9	8.6	8.5	4.9	5.3	5.7	5.7	6.0	6.2
東	14.0	13.9	14.0	14.6	15.4	15.7	16.1	17.4	18.2	19.4
西大寺	7.3	7.3	7.4	7.3	6.8	5.3	3.9	3.4	3.3	3.7
西					4.5	4.3	4.1	4.5	4.8	5.0
南						13.3	14.7	15.7	15.8	16.1
全体	11.0	11.0	11.1	11.4	11.9	12.1	12.5	13.2	13.7	14.2



これによると、各福祉事務所において、保護率のばらつきが大きくなっており、最も保護率の高い中央福祉事務所の平成15年度の保護率28.5%は、最も低い西大寺福祉事務所の3.7%の7倍以上になっている。すなわち、中央福祉事務所管内においては、1000人のうちの28.5人が生活保護を受給しており、約35人に1人の割合で生活保護受給者が存在するものである。

また、中央福祉事務所に次いで保護率が高いのは、東福祉事務所の19.4%であり、南福祉事務所が16.1%でそれに続いている。

(3) 生活保護の開始、廃止等の推移

また、平成6年度から平成15年度までの岡山市全体の生活保護申請件数及び開始、廃止世帯数の推移は、図表15のとおりである。

図表15 【保護申請件数及び開始・廃止世帯数】

(世帯数)

区 分	申 請	開始 (A)	廃止 (B)	(A) - (B)
平成6年度	991	809	751	58
平成7年度	963	805	758	47
平成8年度	970	786	696	90
平成9年度	1,058	903	675	228
平成10年度	1,136	926	788	138
平成11年度	1,246	1,060	890	170
平成12年度	1,237	1,056	847	209
平成13年度	1,213	1,054	847	207
平成14年度	1,210	1,029	884	145
平成15年度	1,202	1,016	765	251

これによると、①平成12年度以降は保護開始件数は減少していること、②保護開始件数と保護廃止件数の差が増加傾向にあること、③平成15年度は保護開始件数は前年度とほとんど同じであるが、保護廃止件数は前年度に比べてかなり少なくなっているため、保護開始件数と保護廃止件数の差が急増していること等が分かる。

これらのことは、高齢者世帯の増加、不況による就労の困難さ等のため、いったん保護が開始されてしまうと被保護世帯がなかなか保護から脱却できないことを表しているものと考えられる。